

議案第173号 地方独立行政法人市立大津市民病院の中期目標
を定めることについて

それでは、議案第173号地方独立行政法人市立大津市民病院の中期目標を定めることについて、御説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。

第3期中期目標の策定、第3期中期計画の認可にかかるスケジュールについてでございます。

この度の中期目標の策定に当たっては、市民病院の内部環境の分析のみではなく、外部環境の分析も実施し、方向性を定める作業から始めました。また、評価委員会で第3期中期目標について審議し、「適当である」と意見をいただくとともに、パブリックコメントを実施の上、策定しています。11月通常会議で御審議の上、議決をいただいた後、これに沿って市民病院が作成する中期計画の認可に当たって、2月通常会議で御審議いただく予定です。

3ページ及び4ページをお願いいたします。

パブリックコメントの実施、結果についてでございます。

策定に当たってパブリックコメントを9月6日金曜日から26日

木曜日まで実施した結果、14件の御意見をいただきました。その内容を確認した結果、5疾病5事業について、内容を明記するよう修正します。また、意見と市の考え方についての主なものの要約は資料に示すとおりです。

5ページ以降は、第3期中期目標のポイントになります。

5ページをお願いいたします。

第3期中期目標の概要になります。第3期中期目標は、地方独立行政法人法の規定により、中期目標の期間、市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項、業務運営の改善及び効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項について策定しなければなりませんので、これに沿って内容を整理しています。

6ページをお願いいたします。

前文では、直近の経営状況の総括や、需要への対応と公立病院としての在り方、当該中期目標に沿って市民病院が作成する中期計画に求めることなどをまとめています。

7ページ及び8ページをお願いいたします。

市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項の要点になります。この項では、市民病院としての役割や市民・患者への医療サービスの向上にかかる達成すべき水準並びに重

要度及び困難度について、4つの指標を設けています。

9ページ及び10ページをお願いいたします。

業務運営の改善及び効率化に関する事項の要点になります。この項では、経営の効率化にかかる達成すべき水準並びに重要度及び困難度について、2つの指標を設けています。

11ページ及び12ページをお願いいたします。

財務内容の改善に関する事項の要点になります。公立病院としての役割を果たすためには、安定した財務運営を行うことで経営基盤の一層の強化を行い、持続可能な病院経営を実現しなければならないので、この項では、収支バランスの適正化にかかる達成すべき水準並びに重要度及び困難度について、4つの指標を設けています。

以上で、議案第173号地方独立行政法人市立大津市民病院の中期目標を定めることについての説明とさせていただきます。

御審査賜りますようよろしくお願いいたします。